

県有資産の利活用について

1 未利用県有地の売却処分等の推進

(1) 未利用県有地の処分実績（平成15年度～平成23年度）

平成15年度以降、各財政構造改革プログラムや財政改革推進計画の中で目標を設定し、積極的に未利用県有地の処分を進め、売却に適した条件を備えるものや評価額の高いものを順次処分してきた。

その実績は、次のとおりで、150件、390,659㎡を処分し、104.4億円の収入を得た。

期 間	実 績			備 考
	件 数	面 積	実 績 額	
H 15 ～ H 17	4 5 件	68,164 m ²	2 2 . 4 億 円	H15 11.7 億円 H16 4.0 億円 H17 6.7 億円
H 18 ～ H 19	3 3 件	46,973 m ²	2 0 . 2 億 円	H18 12.3 億円 H19 7.9 億円
H 20 ～ H 22	5 2 件	181,631 m ²	5 4 . 2 億 円	H20 4.0 億円 H21 9.0 億円 H22 41.3 億円
H 23	2 0 件	93,891 m ²	7 . 6 億 円	H23 7.6 億円 (交換を含む)
計	1 5 0 件	390,659 m ²	1 0 4 . 4 億 円	

(2) 今後の取組、課題

平成24年6月末現在、未利用県有地は53物件、約104 haある。(①参照)

そのうち活用可能な物件は27物件、90.8 haであり、貸付予定地や県・市で活用が予定されている物件等を除く18件、40.5 haが売却可能物件である。

なお、売却予定物件の約80%は、草津川廃川敷(32.3 ha)であり、これ以外の売却予定、売却準備中の物件は、10件、7.0 ha(6.7%)である。このうち主な売却予定物件は、②のとおり。

① 未利用県有地の現状

平成24年6月末現在

区分	件数	未利用面積	割合	備考
ア 活用可能な物件	27件	908,553.38㎡	87.2%	
(ア) 売却予定	18件	404,705.49㎡	38.9%	
a 草津川廃川敷	1件	322,825.00㎡	31.0%	全体利用計画について調整中
b 売却予定、売却準備中	10件	69,725.93㎡	6.7%	
c 一般競争入札不落物件	7件	12,154.56㎡	1.2%	
(イ) 売却以外	9件	503,847.89㎡	48.3%	
a 貸付予定地等	5件	5,184.44㎡	0.5%	
b 野洲川廃川敷で県・市で活用	2件	435,333.53㎡	41.8%	
c 市町との調整中	2件	63,329.92㎡	6.0%	
イ 活用が困難な物件	26件	133,055.10㎡	12.8%	
a 野洲川廃川敷のうち活用困難	3件	77,779.76㎡	7.5%	
b 廃川敷・廃道敷・沼地	17件	29,292.74㎡	2.8%	
c 無道路地等	4件	25,544.47㎡	2.5%	
d 境界確定難航等	2件	438.13㎡	0.0%	
合計(ア+イ)	53件	1,041,608.48㎡		

② 今後の主な売却予定物件(①の売却予定物件のうち主なもの)

番号	財産名称	所在地	面積	売却予定時期	財産所管課
1	草津川廃川敷	草津市大路二丁目他	32.3 ha	H25以降	監理課
2	旧体育文化館(武徳殿)、別館・第二別館、旧滋賀会館	大津市京町三丁目	1.0 ha	H25以降	総務課、文化振興課、県警会計課
3	地域総合整備事業用地(岡屋地区)	竜王町岡屋	※0.5 ha	H25以降	新駅問題・特定プロジェクト対策室

※ 別途、土地開発公社先行取得地(59.1ha)、土地開発基金取得地(8.0ha)あり。

2 庁舎および敷地等の有効活用の推進

(1) 庁舎等の行政財産のうち余裕床、余裕敷地の貸付けについて

ア 行政財産の貸付実績（平成23年度～）

地方自治法の改正により、行政財産の貸付制度が拡大され、庁舎等の余裕部分を貸し付けることができることとなったことに伴い、本県においては平成21年3月「庁舎等の余裕床等における行政財産の貸付けに関する取扱い要領」を制定した。

また、平成23年2月にはこの取扱い要領を改正し、公共団体や公共的団体に対する貸付料算定に用いる率を引き下げ、貸付を促進した。

23年度から貸付けを進めてきており、現在の貸付状況は次のとおり。

貸付財産	面積	貸付先	H24年度使用料(千円)
甲賀合同庁舎	建物(事務室) 30.64 m ²	(社福)しがらき会	建物 856
湖東合同庁舎	建物(会議室) 50.27 m ² 建物(事務室) 53.56 m ²	彦根市 びわ湖・近江路観光圏協議会	建物 262 建物 232
湖北合同庁舎	土地(駐車場) 580.00 m ² 建物(会議室) 42.99 m ²	滋賀労働局	土地 1,371 建物 577

計 3,298

イ 今後の取組、課題

行政財産であるため、他の行政目的での利用を図ることを基本としつつも、その可能性がない場合は、より積極的に、公共団体や公共的団体を中心に貸付けを拡大していく。

それとともに、用途廃止を行い普通財産として売却や貸付けができないかを検討していくことが課題と認識している。

(2) 自動販売機設置に係る公募制について

ア 公募の実績（平成22年度～）

飲料水等の自動販売機は、行政財産目的外使用許可により、行政財産使用料条例により算定した使用料を徴収していたが、県有財産を活用した歳入確保を図るため、平成21年12月に自動販売機の設置に係る公募制を導入した。

公募は、平成22年度に先行的に実施、平成23年度設置分から本格的に実施している。これまでの実績は次のとおり。

- ・平成22年度 公募 71台、納付金額 約 33,000千円
- ・平成23年度 公募 222台、納付金額 約 70,000千円
- ・平成24年度 公募 220台、納付金額 約 68,000千円（見込）

イ 今後の取組、課題

毎年確実な歳入が見込まれる取組として公募制を継続する。また、これまで経過措置として公募を見合わせていた約60台の自動販売機について、平成25年度設置分から経過措置を廃止し、全面的な公募を実施する。

(3) その他の取組について

広報誌「滋賀プラスワン」や「県ホームページのバナー広告」などを活用した広告等の事業については、これまで着実に収入実績をあげてきており、引き続き取組の定着と拡大を図る。

【広告事業収入】

- ・平成22年度 実績 約 10,000 千円
- ・平成23年度 実績 約 12,000 千円
- ・平成24年度 予算 約 16,000 千円

また、県有資産を活用したネーミングライツ販売については、他団体の導入事例も研究しながら導入に向けて取り組む。